

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岐阜市	鷺山	令和3年3月12日	令和4年3月10日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	63.29 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.11 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6.70 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.46 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.46 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.35 ha
(備考) 地区内の耕地面積63haの内訳 : 水田 30ha / 畑 33ha	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

自作で耕作している農地が多いが、70歳以上の耕作者の割合が多く、中心経営体の数が不十分であるため後継者の確保が課題である。貸付け希望があっても、基盤整備が整っていない農地については集約化は難しい。畑については、中心経営体や認定農業者が耕作している地域と、担い手が全くおらず、耕作放棄地が増加している地域との差がある。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者が担うほか、他地区から入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- 農地の貸借の意向がある場合は市やJAが意向を取りまとめ、手続きを円滑に進めていく。
- 中心経営体がない地域については個人間の貸借の設定を進めていく。

○農地中間管理機構の活用方針

平成26年度の制度開始以来、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸し付けを推進してきた。今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。